

明星通信 よくある修得パターン

教育職員免許法第6条別表第8 (小学校⇒中学校・英語)

懂れていた
先生は
いましたか？

明星通信で教員になる。



教育職員免許法第6条別表第8の適用により 教員免許状を取得する

<注意>

本資料は、教育職員免許法第6条の適用により教員免許状取得を目指す方が、本学において単位を修得をする場合に、一般的に修得が必要とされる科目（単位数）を示したものです。

- ・教育職員免許法第6条の適用可否については、本学で判断いたしかねます。必ず教員免許状申請先、または勤務先の所在する都道府県教育委員会へ事前に確認を行ってください。
- ・教員免許状申請先の都道府県により、修得が必要な科目（単位）が異なる場合があります。同法令の適用可否と併せて、履修科目（単位）の内訳等の詳細についても、確認・履修相談を行ったうえで出願してください。都道府県教育委員会に確認を行わず、本資料に基づいて単位修得をした場合でも、教員免許状の取得を保証するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

■ 別表第8に基づき、本学で必要単位を修得する場合 小学校教諭免許状を基礎免許状として、中学校教諭2種免許状を取得

※『2026年度大学案内・学生募集要項』P124～125より抜粋

別表第8 (抜粋)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
所要資格 受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	第2欄に定める各免許状を取得した後、当該免許状又は第1欄に定める免許状に係る学校(これらに相当する義務教育学校の前期課程又は後期課程、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部を含み、幼稚園には幼保連携型認定こども園を含む。)における主幹教諭等(主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師をいう。)として良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第2欄に定める免許状を取得した後、大学において修得することを要する単位数
小学校教諭2種免許状	幼稚園教諭普通免許状	3	13
	中学校教諭普通免許状	3	12
中学校教諭2種免許状	小学校教諭普通免許状	3	14
	高等学校教諭普通免許状	3	9
高等学校教諭1種免許状	中学校教諭普通免許状(2種免許状を除く。)	3	12

希望する校種(第1欄)に隣接した校種の教員免許状を所持している方が対象となります。
教員免許状の取得には、定められた勤務経験(第3欄)および単位数(第4欄)の修得が必要です。

※この法令の適用により取得される免許状は、2種免許状のみです。

[教育職員免許法施行規則第18条の2] (抜粋)

免許法別表第8に規定する単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	最低修得単位数					
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			
				道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
小学校教諭2種免許状	幼稚園教諭普通免許状		10	1	2		
	中学校教諭普通免許状		10		2		
中学校教諭2種免許状	小学校教諭普通免許状	① 10	② 2		③ 2		
	高等学校教諭普通免許状		2	1	2		4
高等学校教諭1種免許状	中学校教諭普通免許状(2種免許状を除く。)		2		2		8

法定では

①「教科に関する専門的事項に関する科目」より10単位

②「各教科の指導法に関する科目」より2単位

③「生徒指導の理論及び方法」

「教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法」

「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の3区分を満たすように2単位

合計14単位の修得が定められています。

■別表第8に基づき、本学で必要単位を修得する場合 小学校教諭免許状を基礎免許状として、中学校教諭2種免許状を取得

●中学校2種（英語）を取得する場合

別表第8 中学校・高等学校(英語) (¥)：受講方法でSRを選択する場合にかかる費用

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		科目コード	本学開講科目名	単位	受講方法	スクーリング 受講費
教科に関する専門的事項	英語学	PK2010	●英語学概論	2	RT	
		PK2020	英文法	2	RT	
	英語文学	PK2032	●英語文学1 ^{※1}	2	RT	
		PK2041	●英語文学2 ^{※1}	2	RT	
	英語コミュニケーション	PK2050	●英語コミュニケーション1 ^{※2※4}	2	S	¥22,000
		PK2060	●英語コミュニケーション2 ^{※2※4}	2	S	¥22,000
		PK3010	●英語コミュニケーション3 ^{※2※4}	2	S	¥22,000
		PK3020	●英語コミュニケーション4 ^{※2※4}	2	S	¥22,000
	異文化理解	PK2070	●異文化理解1 ^{※3}	2	RT	
		PK3030	●異文化理解2 ^{※3}	2	RT	
				計 20		
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		PK2080	英語科教育法1 ^{※5}	2	RTorSR	(¥11,000)
		PK3040	英語科教育法2 ^{※5}	2	RTorSR	(¥11,000)
		PK3050	英語科教育法3 ^{※5}	2	RTorSR	(¥11,000)
		PK3060	英語科教育法4 ^{※5}	2	RTorSR	(¥11,000)
				計 8		

※1 免許法施行規則に定める科目区分の『英語文学』の一般的包括的内容を含む科目を満たすには、「●英語文学1」「●英語文学2」両方の単位修得が必要になります。

※2 免許法施行規則に定める科目区分の『英語コミュニケーション』の一般的包括的内容を含む科目を満たすには、「●英語コミュニケーション1・2・3・4」すべての単位修得が必要になります。

※3 免許法施行規則に定める科目区分の『異文化理解』の一般的包括的内容を含む科目を満たすには、「●異文化理解1・2」両方の単位修得が必要になります。

※4 「英語コミュニケーション1・2・3・4」を受講するには、受講要件があります。▶050 ページ参照

※5 免許法施行規則に定める科目区分【各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)】については、本学開講科目のいずれの単位を修得した場合でも、法令上の科目区分を満たしたことになります。

①教科に関する専門的事項

- 「●英語学概論」
- 「●英語文学1」「●英語文学2」
- 「●英語コミュニケーション1」
- 「●英語コミュニケーション2」
- 「●英語コミュニケーション3」
- 「●英語コミュニケーション4」
- 「●異文化理解1」「●異文化理解2」

以上9科目（18単位）必須

※上記科目の単位修得で、「学力に関する証明書」における「教科に関する専門的事項」の全ての科目区分の確認欄に○が入ります。

②各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）

- 「英語科教育法1」「英語科教育法2」
- 「英語科教育法3」「英語科教育法4」

より1科目（2単位）選択

※上記4科目のうちいずれか1科目の単位修得で、「学力に関する証明書」における「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の科目区分の確認欄に○が入ります。

③については次ページを参照

■別表第8に基づき、本学で必要単位を修得する場合 小学校教諭免許状を基礎免許状として、中学校教諭2種免許状を取得

●中学校2種（英語）を取得する場合

別表第8

(¥)：受講方法でSRを選択する場合にかかる費用

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		科目コード	本学開講科目名	単位	受講方法	スクーリング 受講費
科目区分	各科目に含めることが必要な事項					
③ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	PA3110	道徳の理論と指導法 ^{※1}	2	RTorSR	(¥ 11,000)
	生徒指導の理論及び方法	PA3130	生徒指導・進路指導 ^{※2}	2	RTorSR	(¥ 11,000)
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	PA3140	教育相談の基礎と方法 ^{※2}	2	RTorSR	(¥ 11,000)
大学が独自に設定する科目		PA1060	教育の最新事情	2	S	¥ 22,000
		PA2200	教育法規 1	2	RTorSR	(¥ 11,000)
		PA2210	教育法規 2	2	RTorSR	(¥ 11,000)
		PA3060	情報教育 1	2	RT	
		PA3070	情報教育 2	2	RT	
		PA3080	授業研究 1	2	RT	
		PA3090	授業研究 2	2	RT	

不要

③ 「生徒指導・進路指導」
「教育相談の基礎と方法」
以上2科目（4単位）必須

※ 「生徒指導の理論及び方法」
「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」
「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」
の3区分について、**法定では2単位のところ、本学では2科目（4単位）**の修得が必要です。

※1 高等学校教諭免許状所持者が中学校教諭免許状を取得する場合に必要です。

※2 免許法施行規則に定める科目区分「生徒指導の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」「生徒指導(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法」をすべて満たすよう都道府県教育委員会より指導を受けた場合は、「生徒指導・進路指導 (PA3130)」「教育相談の基礎と方法 (PA3140)」の2科目を登録してください。

前ページの①②と合わせ、
法定では合計14単位のところ、本学では12科目（24単位）の修得が必要です。